

財政援助団体等監査報告書

第 1 準拠基準

青森市監査基準

第 2 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

第 3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、出資団体及び財政援助団体の出納及び出納に関連する事務を対象として監査を実施した。

〔出資団体〕

日 程	対象団体名	交付金の額	実 施 場 所
令和 7 年 9 月 1 6 日から 令和 7 年 1 0 月 2 2 日まで	公立大学法人 青森公立大学	5 8 3 , 1 8 8 , 4 3 1 円	・青森公立大学 ・監査委員室

〔財政援助団体〕

日 程	対象団体名	補助金等の名称	補助金の額	実 施 場 所
令和 7 年 9 月 1 8 日から 令和 7 年 1 0 月 2 2 日まで	青森市鳥獣被害 防止対策協議会	令和 6 年度青森市鳥 獣被害防止対策事業 補助金	7 , 2 2 3 , 8 8 7 円	・青森市役所 浪岡庁舎 ・監査委員室

第4 監査の着眼点

〔出資団体〕

- 1 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか
また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか
- 2 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- 3 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- 4 経営成績及び財政状態は良好か
- 5 経理・庶務事務は適正に行われているか
- 6 会計経理及び財産管理は適切か
また、活用されていない財産等はないか
- 7 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か

〔財政援助団体〕

- 1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか
- 2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか
- 3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか
- 4 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か
- 5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か
- 6 精算報告は適正に行われているか
また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か
- 7 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。